

「市民救命士のいる事業所」

に対し普通救命講習を開催

令和5年3月15日（水）に、「市民救命士のいる事業所」に対して普通救命講習を開催しました。

「市民救命士のいる事業所」162事業所のうち、コロナ禍で普通救命講習を受講できず、認定有効期限（認定日から2年）が超過している事業所に勤務している33名に普通救命講習を受講していただき12事業所が再認定されました。当日は、新型コロナウイルス感染防止として、受講場所の分散化やe-ラーニングでの時間短縮等の対策を施し開催しました。また、119番通報時に通報者と消防本部間でビデオ通報ができるシステムの模擬体験もしていただきました。

本組合では傷病者の社会復帰率向上を図るために、今後も応急手当が行えるバイスタンダーの育成と市民救命士のいる事業所の増加を促進していきます。

応急手当を受講希望される方はこちら

(<http://www.fd-kimotsuki.jp/e-learning/>)

市民救命士を申請される事業所はこちら

(<http://www.fd-kimotsuki.jp/siminkyuumeisi/>)



「市民救命士のいる事業所」とは…

本組合管内の事業所等における普通救命講習、上級救命講習の受講者及び普及員認定者の育成を積極的に推進し、救急事案発生時に、その救急現場付近にいる人（バイスタンダー）の適切な応急手当による救命率の向上を目指すことを目的に、平成15年から開始している事業です。